東日本大震災に伴う自動車 NOx・PM 法の車種規制の経過措置期間 の特例措置について

(1) 対象車種

- 普通トラック(いわゆる「1ナンバー車」)
- ・小型トラック (いわゆる「4ナンバー車」)
- ・大型バス (定員30人以上)
- マイクロバス(定員11人以上30人未満)
- ・ディーゼル乗用車(定員11人未満)
- 特種自動車(いわゆる「8ナンバー車」)

(2)対象車両

自動車の使用の本拠の位置が自動車 NOx・PM 法の対策地域内であって、<u>自動車検査証の有効期間満了日が平成23年3月11日(東日本大震災発生日)から同年9月30日までに到来</u>し、かつ、<u>自動車 NOx・PM 法の特定期日*が当該満了日以前</u>である自動車

※特定期日とは、初度登録年月日を基準として車両区分毎に規定された期日であり、この期日を経過した自動車は、自動車 NOx・PM 法に定める窒素酸化物排出基準及び粒子状物質排出基準に適合しなければ自動車検査証の有効期間が更新されません。

対 象 車 種	特 定 期 日
普通トラック(いわゆる「1ナンバー車」)	初度登録日から起算して9年間の末日に当たる日
小型トラック(いわゆる「4ナンバー車」)	初度登録日から起算して8年間の末日に当たる日
大型バス (定員 30 人以上)	初度登録日から起算して 12 年間の末日に当たる日
マイクロバス (定員 11 人以上 30 人未満)	初度登録日から起算して 10 年間の末日に当たる日
ディーゼル乗用車(定員 11 人未満)	初度登録日から起算して9年間の末日に当たる日
特種自動車(いわゆる「8ナンバー車」) 注)	初度登録日から起算して 10 年間の末日に当たる日

注)構造等が特殊なものとして環境大臣が定めるものは、別途環境大臣が定める期間の末日に当たる日を特定期日と規定。

(3)特例措置の内容

平成23年4月26日*から同年9月30日までの間に対象車両が初めて継続検査又は臨時検査を受ける場合に、自動車NOx・PM法の窒素酸化物排出基準等が適用されない経過措置期間を当該継続検査等の次に受ける検査の前日まで延長し、特定期日を平成23年10月1日に変更する(これにより、実質的に経過措置が1年(一部車種は2年)延長されることとなる。)。

※車検制度上の措置として、道路運送車両の保安基準第31条の2に規定する窒素酸化物排出 自動車等及び窒素酸化物排出基準等を定める告示(平成14年国土交通省告示第310号) を改正しており、当該改正の施行日。